

接続約款変更届出書

令和7年12月 19日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

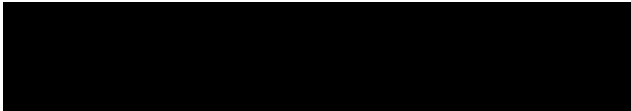
住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしがいいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月 1日 第72号

連 絡 先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実 施 期 日	令和 8 年 1 月 5 日
---------	----------------

(SB)接続約款新旧対照表

赤字: 更新箇所

新	旧
(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施) 第 8 条の 2 別表 1(接続により提供する機能)(基本接続機能)に規定する機能のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号。以下「接続料規則」といいます。) 第 4 条に定める法定機能(以下「法定機能」といいます。)に該当する基本接続機能、又は USIM カードを休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する3 年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第 23 条の 9 の 7 第 1 項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)により提供するものとします(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。) 2 前項に規定する法定機能に該当する基本接続機能、又は USIM カードの休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者^に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から3 年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。また、前項に規定する法定機能に該当しない機能の休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者^に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1 年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。 (当社の通知責任) 第 52 条の 2 当社は、輻輳、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を協定事業者^に通知することとします。 (支払いの留保) 第 71 条の 2 当社は、協定事業者が第 60 条(接続の停止)第 1 項の表中第 1 欄、第 2 欄、第 3 欄又は第 6 欄に該当するときは、当社がその協定事業者に対し対象接続(対象接続のみに関し負担す	(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施) 第 8 条の 2 別表 1(接続により提供する機能)(基本接続機能)に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する 1 年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第 23 条の 9 の 7 第 1 項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。))により提供するものとします。(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。) 2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者^に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から 1 年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。 (当社の通知責任) 第 52 条の 2 当社は、ふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を協定事業者^に通知することとします。 (支払いの留保) 第 71 条の 2 当社は、協定事業者が第 60 条(接続の停止)第 1 項の表中第 1 欄、第 2 欄、第 3 欄又は第 6 欄に該当するときは、当社がその協定事業者に対し対象接続(対象接続のみに関し負担す

べき金額の支払いを留保することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。)に関し負担すべき金額の支払いを留保することがあります。

(開通システム又は USIM カードの機能及びその他の提供条件の追加等の情報)

第 97 条の 4 前条及び前々条の規定によるほか、当社は、開通システム又は USIM カードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報及び **輻輳**、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を、当社が定める方法により協定事業者へ通知することとします。

料金表

通則 (略)

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料 (略)

第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)	(削除)
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	94,326 円	月額
		(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	9,432 円	月額
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)

べき金額の支払いを留保することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下、この条において同じとします。)に関し負担すべき金額の支払いを留保することがあります。

(開通システム又は USIM カードの機能及びその他の提供条件の追加等の情報)

第 97 条の 4 前条及び前々条の規定によるほか、当社は、開通システム又は USIM カードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報及びふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を、当社が定める方法により協定事業者へ通知することとします。

料金表

通則 (略)

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料 (略)

第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	107,358 円	月額
		(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	10,735 円	月額
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps のもの	94,326 円	月額
		(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に	9,432 円	月額
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)

	間に限り適用します。					間に限り適用します。			
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	107,358 円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごとに	10,735 円	月額
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	94,326 円	月額		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	94,326 円	月額
		(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごとに	9,432 円	月額			(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごとに	9,432 円	月額
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)

	間に限り適用します。					間に限り適用します。			
(3) MVNO 回線 管理機能	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ご とに</u>	<u>90 円</u>	<u>月額</u>
	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ご とに	86 円	月額		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ご とに	86 円	月額
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日までの 間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
附則 (略) <u>附 則(令和 7 年 12 月 19 日 MKS2512180002900001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和 8 年 1 月 5 日から実施します。</u>					附則 (略)				